## 7. 誘導施策の設定

誘導施策は、都市機能・居住の各誘導区域に対し、誘導施設および居住機能の緩やかな誘導を促進するために設定します。また、誘導施策の展開により、各地域の活力の維持・増進を図り、民間主体による、活発な社会的・経済的・文化的まちづくり活動が行われる場を創出します。

誘導施策は、「都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策」、「居住誘導区域内に居住を誘導するための施策」とし、それぞれ誘導区域を対象とした施策(実施する施策等・今後検討する施策等)と、機能の維持・増進に資するその他の施策に大別して位置付けます。

また、前記の誘導施策以外に「居住誘導区域外に係る施策」と「公共交通に係る施策」を位置付けます。

なお、立地適正化計画の運用を行っていく中で、目標達成状況を継続的に確認しつつ、必要に応じて、誘導施設や必要な施策の見直しを行っていきます。

#### 7.1 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策

計画的に都市機能を誘導していくためには、地域の実情を踏まえつつ、事業者へのインセンティブ\*の付与によって進めていく必要があります。

そのため、都市機能誘導区域外と比較して立地のコストの抑制に資する、財政的支援や金融的支援、未利用の公有地の活用を進めていきます。

また今後、公共建築物の建替えや移転・統合等を行う場合は、対象施設の性格を踏まえつつ、利用圏域が「広域圏」や「地域生活圏」に該当する施設を対象とし、都市機能誘導区域への集約を検討していきます。

#### (1) 都市機能誘導区域内を対象とした施策

	施策の概要		事業名		
		【中央地域】	➤県・市連携文化施設整備事業		
		県・市連携文化施設や既設芸術文化施設等で	➤ (仮称) 芸術文化交流施設整備事業		
	1	構成する「芸術文化ゾーン」の形成による新	➤(仮称)秋田駅周辺 JR 用地都市機能立地		
<b>=</b>		たなまちの魅力とにぎわいを創出する。	推進事業		
ト 施			➤千秋公園整備事業		
すっ		【中央地域】	➤日本版 CCRC 事業		
実施する施策等	2	日本版 CCRC 構想の推進や集いの場の創出に			
		よる、多世代交流のまちづくりを進める。			
		【中央地域】	➤中心市街地商業集積促進補助制度		
	3	空き店舗や空きフロアを活用した新規事業等	➤小売業等チャレンジ支援事業		
	3	に対し、賃貸や設備投資に係る費用への支援			
		を行い、新たな都市機能の誘導を図る。			

#### ※ インセンティブ

: 計画の目標を達成するために、事業者等に対して与える刺激。本計画では、都市機能誘導区域での民間投資を誘因するため、財政・金融・税制等の各種支援策を指す。

		施策の概要	事業名
	4	【中央および東部地域】 土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市 街地開発事業を行う際は、低未利用地*1や狭 あい道路*2等の改善を図るほか、都市機能の 適切な誘導を図る。 【西部および北部地域】	<ul> <li>土地区画整理事業(秋田駅西北地区、秋田駅東第三地区)</li> <li>↑市街地再開発事業(秋田駅前北第一地区)</li> <li>↑(仮称)秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業</li> <li>&gt;旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備</li> <li>&gt;土崎まちづくり拠点施設関連事業</li> </ul>
	5	拠点施設を活用した地域住民の交流やにぎわいづくり等を支援する。	★新屋まちづくり拠点施設関連事業
実施す	6	【全地域】 市が保有する未利用地や未利用建物等を活用 し、民間活力を活用した新たな都市機能の誘 導を図る。	➤公的不動産の活用
実施する施策等	7	【全地域】 国土交通大臣が認定する民間誘導施設等整備 事業計画に基づき、民間事業者が誘導施設を 整備する場合、税制支援や金融支援を行う。	<ul><li>▶都市機能誘導区域の外から内への事業用 資産の買換特例</li><li>▶誘導施設の整備に係る土地等を譲渡した 者に対する税制措置</li><li>▶民都機構による金融支援</li></ul>
	8	【全地域】 新たな都市機能の誘導を図るため、空き店舗 に出店する中小企業者に対する改装費・宣伝 広告費・賃借料等の一部を補助する。	▶商店街空き店舗対策事業
	9	【全地域】 地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、民間によるリノベーションまちづくり*3を促進するため、地域関係者向けに専門家による講演会やワークショップ等を開催する。	▶リノベーションまちづくりに係る普及啓発

#### ※1 低未利用地

: 市街地内などに残る空き地や、商店街などで青空駐車場として利用されている土地など、効率的な利用がなされていない土地。

#### ※2 狭あい道路

: 道路幅員がおおむね4m未満の道路のこと。

#### ※3 リノベーションまちづくり

:空き家、空き店舗、空きビルおよび空き地等の既存の建物や土地を対象とし、修復や再生(リノベーション)による活用を行い、遊休不動産の再生と質の高い雇用の創出等を掛け合わせ、新たな産業振興と地域コミュニティの再生を図ることを目的としているまちづくり。

	施策の概要		事業名
		公的不動産等の有効活用により、誘導施設を	→都市機能立地支援事業
	10	整備する民間事業者に対して、公的不動産の	
		賃料や固定資産税の減免、整備費等について	
		支援する。	
	4.4	誘導施設を民間事業者等が整備する場合に、	▶都市再構築戦略事業
	11	整備に係る費用を支援する。	
	12	誘導施設等の移転促進を図るため、誘導施設	➤集約都市形成支援事業
	12	等の跡地の除却処分・緑地等整備を支援する。	
		良好な市街地環境の形成を図るため、道路・	▶都市再生整備計画事業
	13	公園等の都市基盤の整備の実施について検討	
		を行う。	
今後		地域課題の解決や地域資源の活用による新た	<b>≻</b> まちづくりファンド支援事業
検	14	な事業展開など、民間によるリノベーション	
討   <del>す</del>		まちづくりを促進するため、まちづくりファ	
á		ンド*の活用について検討を行う。	
今後検討する施策等		地域課題の解決や地域資源の活用による新た	➤ (仮称) ソーシャル・コミュニティビジ
等		な事業展開など、新たな公益サービスとして、	ネス支援事業
	15	地域活力の向上につながるソーシャル・コミ	
		ュニティビジネスに対する必要な支援につい	
		て検討を行う。	
		国土交通大臣が認定する民間誘導施設等整備	▶固定資産税の軽減
		事業計画に基づき、民間事業者が誘導施設を	
	16	整備する際、あわせて公共施設等を民間事業	
		者が自発的に整備・管理する場合に税制支援	
		を行う。	
		目指すべき将来都市構造の実現に向け、都市	▶各種都市計画の見直し(用途地域、道路、
	17	機能・居住の維持・誘導に資する都市計画の	地区計画等)
		見直しを検討する。	

#### ※ まちづくりファンド

<sup>:</sup>地域の資金を地縁によって調達し、景観形成・観光振興など、住民を中心とするまちづくり事業への助成やまちづくり会社への出資を目的とするファンド。ファンドとは、投資家からお金を集めて、その集めたお金を何かに投資し、収益を分配するようなものを指す。

## (2) 都市機能の維持・増進に資するその他の施策

		施策の概要	事業名
	1	各地域の子育て交流ひろば*を対象とし、妊	▶利用者支援事業(基本型)との連携
		娠・出産・育児に係る巡回相談等を実施する。	
		市内で法人を設立して新たな事業を開始しよ	▶創業支援事業
	2	うとする者に対し、初期投資や事業継続に必	
	2	要な経費の一部を補助するほか、女性起業家	
		や転入起業者を手厚く支援する。	
		良好な景観形成を図るうえで重要と認められ	▶景観重要建造物等保存事業費補助金
	3	る建造物等を地域の貴重な景観資源と位置付	
	ا ا	け、保存していくための修理や改修費用を補	
		助する。	
		自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活	➤都市景観形成事業(景観まちづくり活動
	4	動に取組む団体等に支援を行い、地域の特性	支援)
		を生かした景観の向上を図る。	
		良好な市街地環境の形成を図るため、都市基	▶都市計画道路事業、道路改良事業等
审		盤整備を実施する。	➤人にやさしい歩道づくり(バリアフリー
施			化)事業
する			➤電線共同溝整備事業
施	5		▶道路維持修繕事業
実施する施策等			→道路附属施設改修事業
77			➤融雪施設改良事業
			➤交通安全施設等整備事業
			➤都市公園バリアフリー化事業
		空家等対策特別措置法等の関係法令に基づ	≻老朽危険空き家等対策経費
		き、適切な管理が行われていない空き家の所	
	6	有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高	
	0	まった場合の必要最小限の安全措置や危険な	
		空き家を解体撤去する所有者に対する補助金	
		を交付する。	
		企業主導型保育事業の実施主体に対し、地域	▶企業主導型保育推進事業
	7	枠を設けること等を要件に施設整備費または	
		備品購入等に要する経費を補助する。	
		市が策定する整備計画等に基づき、保育所等	▶児童福祉施設等整備費補助金
	8	に係る施設整備に要する経費(創設、増築、	
		老朽改築等)を補助する。	

### ※ 子育て交流ひろば

: 各市民サービスセンターに設置された、子どもの遊びや親同士の交流等が可能な、子育て支援施設。

#### (3) 都市再生特別措置法による届出制度の運用

都市機能誘導区域外における当該施設整備の動向を把握するため、都市機能誘導区域外における誘導施設の開発行為や建築行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、市への届出を求めます。

表 7-1 届出の概要

届出対象 となる区域	届出が必要な行為		
	開発行為	➤誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする 場合	
都市機能誘導 区域外	建築等行為	<ul><li>▶誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li><li>▶建築物を改築し、誘導施設を有する建築物としようとする場合</li><li>▶建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物としようとする場合</li></ul>	

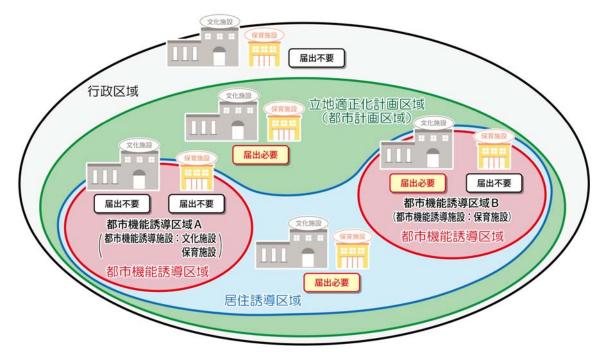


図7-1 届出が必要な行為(イメージ)

#### 7.2 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、多様な居住ニーズに対応し、多様な世代がライフステージに合わせた住まいの選択が可能な居住地として、良好な環境を形成する必要があります。

そのため、居住誘導区域内の生活利便性を高めるとともに、受け皿となる住宅供給を促進する施策を展開・検討し、緩やかに居住の誘導を進めていきます。

#### (1) 居住誘導区域内を対象とした施策

		施策の概要	事業名
	1	《再掲》【中央および東部地域】 土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市 街地開発事業を行う際は、低未利用地や狭あ い道路等の改善を図るほか、都市機能の適切 な誘導を図る。	➤土地区画整理事業(秋田駅西北地区、秋田駅東第三地区) ➤市街地再開発事業(秋田駅前北第一地区)
実施する	2	《再掲》【中央地域】 日本版 CCRC 構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりを進める。	➤日本版 CCRC 事業
実施する施策等	3	【全地域】 子育て世代から高齢者まで、中心市街地活性 化基本計画区域および居住誘導区域への住替 えを促進するため、空き家の利活用を支援す る。	▶空き家定住推進事業
	4	【中央・西部・南部・北部の各地域(津波浸水想定区域)】 居住誘導区域内での安全・安心な居住の確保 を図るため、津波避難計画を策定するほか、 災害時避難標識を整備する。	<ul><li>▶津波避難計画の策定</li><li>▶災害時避難標識整備事業</li></ul>
今 後	5	津波浸水や河川氾濫等による浸水被害が面的に予想される範囲を対象とし、必要な防災対策施設の整備を検討するほか、市民の防災意識の向上、防災訓練の活発化を図る。	▶都市防災総合推進事業
今後検討する施策等	6	《再掲》 目指すべき将来都市構造の実現に向け、都市 機能・居住の維持・誘導に資する都市計画の 見直しを検討する。	▶各種都市計画の見直し(用途地域、道路、 地区計画等)
等	7	街なか居住の再生に資する住宅等の整備事業 や活動拠点等の整備を促進するため、街なか 居住再生ファンド*の活用を検討する。	▶街なか居住再生ファンド

#### ※ 街なか居住再生ファンド

:民間の多様な住宅等の整備事業を対象とし、それらの事業を主な目的として設置される会社への出資を目的とするファンド。

# (2) 居住機能の維持・増進に資するその他の施策

		施策の概要	事業名
	1	子育て世代をターゲットに、一定の要件を満たす秋田市への移住者に対し、住宅の新築・ 購入、賃借および転居に係る費用を補助し、 移住を促進する。	<ul><li>→秋田市移住促進事業(子育て世帯移住促 進事業)</li></ul>
	2	住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工 事に対して補助し、良質なストックの形成を 図る。	▶住宅リフォーム支援事業
	3	市内の空き家の賃貸・売却を希望する者から 申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望 する者に紹介し、移住・定住を促進する。	▶空き家バンク制度
	4	世帯が、同居又は近居*するために必要な住宅 の改修等や賃貸借契約に係る費用に対して補 助し、子育て環境の向上や高齢者が安心して 暮らせる環境づくりを進める。	▶多世帯同居・近居推進事業
実施す	5	地震発生時における木造住宅の倒壊等による 災害を防止するため、昭和56年5月以前に建 築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修 に対し助成する。	➤木造住宅耐震改修等事業
実施する施策等	6	《 <b>再掲</b> 》 良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。	<ul> <li>▶都市計画道路事業、道路改良事業等</li> <li>▶人にやさしい歩道づくり(バリアフリー化)事業</li> <li>▶電線共同溝整備事業</li> <li>▶道路維持修繕事業</li> <li>▶道路附属施設改修事業</li> <li>▶融雪施設改良事業</li> <li>▶交通安全施設等整備事業</li> <li>▶都市公園バリアフリー化事業</li> </ul>
	7	《再掲》 空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。	▶老朽危険空き家等対策経費
	8	町内会に対して地域自治活動の拠点となる集 会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸 付を行い、地域力の活性化を図る。	<ul><li>▶集会所類似施設整備・建設費助成事業</li><li>▶集会所類似施設建設資金貸付金</li></ul>

### ※ 近居

:親子などの2つ以上の世帯が、お互い気軽に行き来できる距離で住み合うこと。

#### (3) 都市再生特別措置法による届出制度の運用

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握し、居住誘導区域内への居住を緩 やかに誘導するため、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の開発行為や建築 行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、市への届出を求めます。

表 7-2 届出の概要

届出対象 となる区域	届出が必要な行為	
居住誘導	開発行為	➤ 3 戸以上の住宅 (共同住宅を含む) の建築目的の開発行為を行お うとする場合 ➤ 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000 ㎡以上の 規模となる開発行為を行おうとする場合
区域外	建築等行為	➤ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ➤ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅 としようとする場合

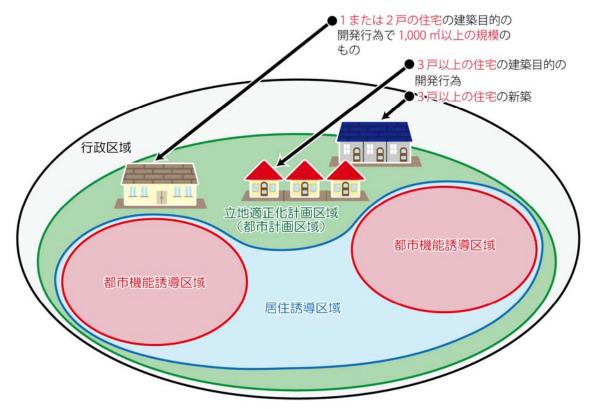


図7-2 届出が必要な行為(イメージ)

#### 7.3 居住誘導区域外に係る施策

居住誘導区域外は、今後の居住を否定するものではなく、住み慣れた場所でゆとりのある 良質な暮らしなど、これまでどおりライフスタイルに合わせた住み方を選択していくことが できます。

そのため、市民に必要な行政サービスは、居住誘導区域の内外に関わらず提供していくと ともに、持続的な地域コミュニティの維持に必要な居住や都市機能の立地を一定程度許容し ていきます。

また、人口減少や居住誘導区域への住替えによって発生する跡地等への対応についても検討していきます。

#### (1) 居住誘導区域外を対象とした施策

		古圧的等位域がで対象とした肥果	
		施策の概要	事業名
	1	【全域(都市計画区域内)】 都市計画基礎調査を活用した、定期的な跡地等発生状況の動向を把握する。	▶都市計画基礎調査
	2	【全域(都市計画区域内)】 地域住民からの発意のもと、良好な生活環境の維持・ 形成を目的とした、地区計画の適用について検討す る。	▶地区計画
実施する施策等	3	【市街化調整区域】 開発許可基準の緩和による、人口減少・少子高齢化に おける集落維持を進める。	➤都市計画法に基づく開発行為の 許可基準に関する条例 (同法第 34 条第 11 号)
策等	4	【市街化調整区域】 集落の維持・活性化に資する6次産業化施設*の整備 に対する開発許可審査手続きを簡素化する。	▶開発許可の特例措置
	5	【市街化調整区域】 上記3で区域指定した既存集落において、コミュニティの維持を目的に、移住・定住や二地域居住を推進することとし、長期にわたり適正に利用された既存建築物に対する弾力的な運用を行う。 (空き家の賃貸住宅としての活用等)	▶開発許可制度の弾力的運用
今後検討する施策等	6	【全域(都市計画区域内)】 今後の跡地等の発生状況に注視しつつ、必要に応じ、 跡地等管理区域の指定および跡地等管理協定を締結 する。	<ul><li>▶跡地等管理区域の指定</li><li>▶跡地等管理協定の締結促進</li></ul>

#### ※ 6次産業化施設

:地域の農産物等を活用した加工食品の開発又は生産量の拡大等に資する施設。

# (2) 居住誘導区域外の居住環境維持に資するその他の施策

		施策の概要	事業名	
		《再掲》	<ul><li>秋田市移住促進事業(子育て世帯移住促</li></ul>	
		『行場》   子育て世代をターゲットに、一定の要件を満	進事業)	
	1	たす秋田市への移住者に対し、住宅の新築・	是学术/	
	•	購入、賃借および転居に係る費用を補助し、		
		移住を促進する。		
		《再掲》		
		住宅の所有者等が行う増改築やリフォームエ		
	2	事に対して補助し、良質なストックの形成を		
		図る。		
		《再掲》	▶空き家バンク制度	
		市内の空き家の賃貸・売却を希望する者から		
	3	申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望		
		する者に紹介し、移住・定住を促進する。		
		《再掲》	➤多世帯同居・近居推進事業	
		世帯が、同居又は近居するために必要な住宅		
	4	の改修等や賃貸借契約に係る費用に対して補		
		助し、子育て環境の向上や高齢者が安心して		
		暮らせる環境づくりを進める。		
		《再掲》	➤木造住宅耐震改修等事業	
実施		地震発生時における木造住宅の倒壊等による		
ず	5	災害を防止するため、昭和 56 年 5 月以前に建		
んち		築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修		
実施する施策等		に対し助成する。	49 1 - 1 - 2 V 96 - 2 V 96 - 1 - 2 V 96 - 1	
寺		《再掲》	→都市計画道路事業、道路改良事業等	
		良好な市街地環境の形成を図るため、都市基	➤人にやさしい歩道づくり(バリアフリー	
		盤整備を実施する。	化)事業 ➤電線共同溝整備事業	
	6		<ul><li>▶道路維持修繕事業</li></ul>	
	O		<ul><li>→道路附属施設改修事業</li></ul>	
			<ul><li>→融雪施設改良事業</li></ul>	
			~	
			- ^ 久逸女工が成り正備事業 - ▶都市公園バリアフリー化事業	
			<ul><li>老朽危険空き家等対策経費</li></ul>	
		空家等対策特別措置法等の関係法令に基づ		
		き、適切な管理が行われていない空き家の所		
	7	有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高		
		まった場合の必要最小限の安全措置や危険な		
		空き家を解体撤去する所有者に対する補助金		
		を交付する。		
		《再掲》	≻集会所類似施設整備・建設費助成事業	
	8	町内会に対して地域自治活動の拠点となる集	➤集会所類似施設建設資金貸付金	
	0	会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸		
		付を行い、地域力の活性化を図る。		

#### 7.4 公共交通に係る施策

多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていくためには、居住誘導区域内に居住する人々に対し、公共交通によって、各地域の拠点である都市機能誘導区域へのアクセスを確保する必要があります。

また、拠点間を結ぶ公共交通として、東部・西部・南部・北部の各地域は中央地域と結ぶ路線を、河辺・雄和の各地域は南部地域と結ぶ路線をそれぞれ確保する必要があります。

そのため、まちづくりと一体となった、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を目指し、幹線バス路線への支援や、バスと鉄道の連携強化、利用者拡大のための利便性向上策を 講じていきます。

		佐佐の畑西	<b>声</b> # #
		施策の概要	事業名
		郊外部において、市が事業主体となるマイタウン・バ	≻バス交通総合改善事業
	1	スを運行することにより、市民の移動手段の確保を図	
		る。 -	
	2	路線バス事業者に対し、運行に係る経費の一部を補助	≻地方バス路線の維持対策
	2	し、市民の移動手段の確保を図る。	
		多核集約型のまちづくりを目指す本市の公共交通軸	▶泉・外旭川新駅(仮称)整備事業
実	3	の強化を図るため、鉄道・バスによるネットワーク上	
施	ა	の交通結節点となる「泉・外旭川新駅(仮称)」の設	
る		置を目指す。	
実施する施策等		公共交通利用者の利便性向上や、交通事業者による効	➤交通系 IC カード導入の検討
等	4	果的な運行の実現を図るため、交通系 IC カードの導	
		入を目指す。	
		中心市街地の回遊性を高め、秋田駅周辺とエリアなか	▶中心市街地循環バス運行事業
	5	いちで創出されたにぎわいを、中心市街地全体に波及	
		させる一助として、中心市街地循環バスを運行する。	
		満 65 歳以上の高齢者が、市内の路線バス等を利用す	▶高齢者コインバス事業
	6	る際、100円で乗車できるよう助成し、高齢者の外出	
		の促進や生きがいづくりを支援する。	
		将来的に維持すべき幹線バス路線を明確化し、利便性	▶バス路線網の形成
今	7	が高く持続可能な路線網の形成に向けた検討を継続	
今後検討する施策等		する。	
	8	鉄道とバス、バス相互の乗継拠点を明確化するととも	➤交通結節点および乗継拠点の整
	0	に、乗継による負担軽減に向けた検討を行う。	備検討
施策		郊外部の路線廃止が行われた場合の代替交通として、	▶地域交通の導入検討
等	9	市民団体や NPO 法人等の組織が運営する地域交通の	
		導入について検討を行う。	